

國學院大學學術情報リポジトリ

国際研究フォーラム報告書2008～2013年度

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2025-04-15 キーワード (Ja): NDC9:160.4, NDC9:161.3, 宗教, 宗教学. 宗教思想 キーワード (En): 作成者: 井上, 順孝 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001576

日常生活と宗教文化 —戒律をめぐる問題を中心に—

星野 靖二

開催概要

【日時】平成26年2月13日（木）13：00～17：30

【場所】國學院大學学術メディアセンター5F 会議室06

【司会】

井上順孝（國學院大學）

【登壇者】

ジュリア・イブグレイヴ（英国ウォリック大学、教育学センター、宗教教育研究部、上席研究員
[Senior Researcher, Warwick Religions and Education Research Unit, Centre for Education
Studies, University of Warwick, England]）[基調講演]

アンキタ・ジャイン（東京大学大学院）「発題：インド宗教をめぐる」

野田ドリット「発題：ユダヤ教をめぐる」

クレイシ・ハールーン（ジャパン・イスラミック・トラスト）「発題：イスラームをめぐる」

小田淑子（関西大学）[コメンテーター]

【プログラム】

13：00～15：10 第一部

13：00～13：15 趣旨説明、井上順孝

13：15～14：15 基調講演と質疑「イギリスにおける多民族・多宗教の問題とその解決をめぐる
—教育の現場を事例に—」ジュリア・イブグレイヴ

14：15～14：35 発題と質疑「インド宗教をめぐる」アンキタ・ジャイン

14：35～14：55 発題と質疑「ユダヤ教をめぐる」野田ドリット

14：55～15：15 発題と質疑「イスラームをめぐる」クレイシ・ハールーン

15：15～15：30 休憩

15：30～17：30 第二部

15：30～15：45 コメント、小田淑子

15：45～17：30 総合討議

主催：研究開発推進機構日本文化研究所

共催：科学研究費基盤（B）「宗教文化教育の教材に関する総合研究」（研究代表者：井上順孝）

【趣旨】

本フォーラムの趣旨は、様々な民族的・文化的背景を持つ人々が日本社会で生活するという局面に焦点を合わせ、そこでどのような状況が生じているのかを検討し、その際にそこに宗教文化がどのように関わっているのか、とりわけ戒律をめぐる問題についてどのように対処しているといったことについて議論するというものであった。これは日本文化研究所がこれまで推進してきた宗教文化教育と結びついており、現代の日本社会における現在進行形の問題として検討していかなければならないという問題意識において本フォーラムは企画された。

当日はまず日本文化研究所所長、井上順孝より趣旨説明があった。続いて英国ウォリック大学、教育学センター、宗教教育研究部、上席研究員のジュリア・イブグレイヴ氏より「イギリスにおける多民族・多宗教の問題とその解決をめぐって―教育の現場を事例に―」という題目で基調講演があり、英国の多民族・多宗教状況とそれへの対応が参照すべき先行事例として述べられた。続いて、実際に日本で生活する上で、様々な宗教文化の実践との関わりでどのような問題や注意点があるのかについて、日本で暮らす外国籍の方三名より、自らの経験や思うところと合わせて、それぞれの信仰実践に関連させた発題を受けた。まずインドからの留学生で、ジャイナ教の実践者であるアンキタ・ジャイン氏に「インド宗教をめぐって」という題目で発題をお願いし、次にイスラエル出身の野田ドリット氏に「ユダヤ教をめぐって」という題目で発題をお願いした。最後にジャパン・イスラミック・トラストのクレイシ・ハールーン氏に「イスラームをめぐって」という題目で発題をお願いし、その後これら全てを受けて小田淑子氏（関西大学）よりコメントがあり、これを踏まえて全員による総合討議を行った。小規模なフォーラムとして企画されたが、40名程の参加者を得て、活発な討議が行われた。

【会議概要】

1. 趣旨説明

日本文化研究所所長、井上順孝による趣旨説明では、本国際研究フォーラムの背景として、かねてから国際的な視野において研究を進める必要性が意識されていたことが指摘され、その一つの帰結として宗教文化教育への取り組みがなされるようになり、その具体的な形として宗教文化教育推進センターが設立され、宗教文化士の認定試験が行われるようになったことが述べられた。

この宗教文化教育の一つの目的は、宗教にまつわる知識を単に机上のものとするのではなく、現実の社会生活との連続性において捉えるということであり、例えば自分と異なる宗教文化の実践者との関わりにおいて無用なトラブルを避けるために、何が重要とされているのか、あるいは忌避されているのかといった実践的に

必要な知識を身につけることが目指されているが、そうした観点から本国際研究フォーラムは戒律の問題に焦点を合わせたとされた。

このように戒律の問題を取り上げたことについて、一見これは日本、あるいは東アジアの宗教文化においては無関係に見えるかもしれないが、そのように遠い他国の問題として捉えるのではなく、一方では戒律を重要なものとする宗教文化があることを具体的な事例において認識すること、他方ではまたそれが現代日本においても無縁なわけではなく、現在進行形の課題として捉えるべきことが指摘され、そのような視点から発題が行われるとされた。そして、こうした問題を考えるために英国の事例を参照する必要があると述べて、基調講演へと話がつなげられた。

2. 基調講演「イギリスにおける多民族・多宗教の問題とその解決をめぐって—教育の現場を事例に—」

英国ウォリック大学、教育学センター、宗教教育研究部、上席研究員のジュリア・イブグレイヴ氏 (Julia Ipgrave, Senior Researcher, Warwick Religions and Education Research Unit, Centre for Education Studies, University of Warwick, England) より「イギリスにおける多民族・多宗教の問題とその解決をめぐって—教育の現場を事例に—」という題で基調講演が行われた。講演は英語で行われたが、事前に作成した日本語訳が配布された。以下概要を示すが、日本語訳はその後改稿して『日本文化研究所年報』第7号(2014年9月)に講演録として掲載*されている。

* <http://www.kokugakuin.ac.jp/oard/nenpo7.html>

はじめに

イブグレイヴ氏は英国の多民族・多宗教状況について三点指摘することから話を始めた。すなわち第一に、英国における多民族・多宗教状況は、特に都市部に焦点を合わせるならば、例えば2012年のロンドン五輪においてロンドンの多文化主義と文化的多様性が美点として示されたように、必ずしも問題視されている訳ではないということ、第二に同時に今日の英国における文化・民族・宗教の多様性は、明らかにいくつかの課題を抱えているということ、そして第三に、確かに国家はそれらの課題の解決を模索しているが、しかしながら問題点が的確に把握されていないためにうまくいっていないということである。

これらを前提としてイブグレイヴ氏は、特に教育の問題に焦点を合わせ、英国社会における文化的多様性に対する取り組みとその変容について示すとした。そこで教育は公的領域と私的領域の結節点とされ、学校はそのような場として機能するものとされる。実際に英国の多文化

主義的な性格を示した二つの重要な報告、『ランプトン報告 (Rampton Report)』(1981年)と『スワン報告 (Swann Report)』(1985年)は共に教育に関する報告であった。

英国における民族的・宗教的多様性の様相について簡単に確認しておく、2011年の人口調査によれば英国全体で白人は80%前後、キリスト教徒は60%前後であるのに対して、アジア人7%、黒人3%、またムスリム4.5%となっており、白人・キリスト教徒が多数派の座にあるとひとまずいうことができる。しかしそこには地域差の問題があり、例えばロンドンには白人英国人はわずか45%しかおらず、ムスリム12.4%、ヒンドゥー教徒5%、ユダヤ教徒1.8%となる。またバーミンガムでは白人英国人53%、ムスリム21.8%となっており、レスターではロンドン同様、白人英国人が半分以下の45%であり、ムスリム18.6%、ヒンドゥー教徒15.2%となっている。もちろんこうした状況は、かつての植民地からの移民を大きな要因とするものであるが、移民の流入は現在進行形でされており、その意味で民族的・宗教的な多様性は強められ続けているのである。

このように概観した上で、イブグレイヴ氏は英国における少数派への3つの見方についてまとめるとした。それらはすなわち以下の3である：

- (i) 社会の犠牲者としての少数派
(Minority as a victim of society)
- (ii) 社会における行為者としての少数派
(Minority as an actor in society)
- (iii) 社会への脅威としての少数派
(Minority as a threat to society)

(i) 犠牲者としての少数派

第二次世界大戦後に植民地から英国に渡った移民達の多くは、移住先のコミュニティから否定的で人種差別的な扱いを受け、人種差別主義者による嫌がらせは学校でも路上でも行われた。

こうした状況において、特に黒人生徒の成績

不振が問題となった。入学時に高い成績を修めていたにも関わらず、入学後すぐに成績を落としてしまうという現象が生じ、これについて1981年の『ランプトン報告』は人種差別と教育差別が原因となっているという結論を出した。

1985年の『スワン報告』もまた人種差別に基づくいじめや、意識的・無意識的な人種のステレオタイプ化に言及しながら、少数派の子供と家族が差別的な状況に置かれていることを指摘した。これを受けて『スワン報告』は、状況の改善のための4つの戦略を挙げた。すなわち、(a)文化的同化(assimilation)、(b)反人種主義教育(anti-racism)、(c)文化的適応化(accommodation)、(d)肯定的是正措置(affirmation)である。

(a)文化的同化戦略では、生徒の民族性と文化的背景を棚上げして先天的な能力を評価するという、「人種的偏見を排した」アプローチが用いられるが、無意識レベルの人種差別意識が介在するなどといった理由において有効ではないことが『ランプトン報告』・『スワン報告』において指摘されている。この意味で、何らかの外部的な介入が不可欠なのである。

(b)反人種主義教育戦略は、反人種主義を教育して生徒達にこれらの問題を自覚化させるというものであり、一定の効果を上げたが、しかし逆に、例えば黒人対白人などの人種的な対立の枠組みに落とし込む形で構図を単純化してしまう、あるいは対立を強化してしまうという問題もあった。この戦略は、80年代以降批判を受けて信頼を失ってきており、例えば黒人対白人という図式において白人が阻害されるという問題、あるいは「少数派」の中の多様性、とりわけ宗教的アイデンティティの多様性に目を向けていないという問題などがあることが指摘されている。

(c)文化的適応化戦略は、学校側が異なる文化的集団からの要求を反映させ、教育の場において学校側からの要求が生徒の信仰と齟齬しないようにすべきであるとするものであり、『スワ

ン報告』はこれを提唱していた。例えばムスリムの生徒について、学生食堂におけるハラール食の提供、水泳の授業において男女を分けること、またスカーフなどの着衣の承認などが行われ、こうした対応は広く行われるようになっていく。こうした対応は政府が一律に規定できるようなものではなく、個々の学校の裁量に委ねられているが、どの要求を聞き入れるべきかを判断することは難しい。その意味で、学校側と少数派コミュニティとの間の交渉が不可欠となっている。

(d)肯定的是正措置戦略では、生徒の宗教や文化を学校の行事やカリキュラムにおいて積極的に承認・尊重することが試みられる。例えば少数派の生徒たちの宗教的・文化的背景を授業で取り上げたり、あるいは宗教行事を学校の行事として行ったりすることによって、生徒たちの自尊心を育み、また学校という場へのより積極的な参加を促しているのである。こうした取り組みについて、教育的な観点から見て内容が不十分であるという批判や、あるいは少数派の生徒たちが少数派であることを可視化・固定化させてしまうという批判があるが、前者については内容の改善を続けていくことによって対応可能であり、後者については、そうした措置が該当する少数派の生徒たちのために行われていると考えるのではなく、全ての生徒たちに有益なものであると捉え直すことによって解消されていくだろうとイブグレイヴ氏は指摘した。

『スワン報告』は、教育の場における文化的適応化戦略や肯定的是正措置戦略の実践に大きな影響を与えたが、よりマクロな次元では、英国社会を多人種的で多文化的な社会として描き、文化的多様性こそが英国社会全体を特徴付けていると提示するものであった。これを受けて学校において生徒がその文化的アイデンティティによって阻害されることがあってはならないという理念が掲げられ、その実現のための戦略が示されたのである。

(ii) 行為者としての少数派

「社会の犠牲者としての少数派」という見方においては、少数派コミュニティは社会の多数派から差別を受けているという発想があったが、「社会の行為者としての少数派」という見方では、少数派コミュニティは英国社会の内部において自らのコミュニティ独自の空間を積極的に交渉して形成していく活動的な存在として捉えられることになる。すなわち少数派コミュニティは、しばしば祖国における人間関係やネットワークを保持しながら、英国社会内に自らの共同体を形成することを試みるのであり、かつ多くの場合それは信仰共同体的な性格を持つ。そして、その信仰共同体を維持し、展開させていく際にも、教育に焦点が合わされることになる。

・自分たちの面倒は自分たちで見る

『スワン報告』が出される前から、移民コミュニティの間には自分たちで子弟教育を行うという伝統があった。長い間英国国教会の教会付属学校は国費によって担われてきたが、19世紀中葉になるとローマ・カトリックやユダヤ教の学校に対しても国家から助成金が出るようになり、アイルランド人移民の子弟や、中東欧地域からのユダヤ人移民の子弟がそうした学校に通うようになっていた。

『スワン報告』は、このようにある信仰共同体と結びついた「信仰学校 faith school」の設立を推奨していたわけではなく、むしろいかなる宗教的・文化的背景をもつ子弟にも平等に開かれた教育を模索するものであったが、結果としては以後多くの信仰学校が設立され、むしろ分離主義的な傾向が見られるようになった。実際に過去数十年の間に信仰学校の数急増しており、かつ1997年以降はイスラームなどのユダヤ・キリスト教以外の信仰学校に対しても国家から助成金が出るようになった。現在、助成金を受けている学校のおよそ三分の一が何らかの信仰共同体と結びついている。

更に言えば『スワン報告』後に信仰学校の性格も変化し、例えばイスラームに基づく信仰学校が子弟のムスリム・アイデンティティの維持を訴えているように、生徒の宗教アイデンティティや宗教的価値観の保護により力点を置くようになってきている。学齢期のユダヤ人の60%が学ぶユダヤ教の学校についても、かつては英国社会への橋渡しとしての性格を持っていたが、近年はユダヤ教やユダヤ文化についての教育を強化して、ユダヤ人アイデンティティの保持を打ち出すようになり、英国国教会の教会付属学校でさえよりキリスト教色を強めた教育を行うようになってきているという。

・社会空間をめぐる交渉

こうした状況において、それぞれの信仰共同体は自らの主張や、あるいは自らの位置付けについて、その共同体を取り巻くより広い社会と交渉する必要が生じた。ターバンを着用するシーク教徒は、1970年代にオートバイ運転者のヘルメット着用を義務付ける新法からシーク教徒を除外するよう交渉し、またムスリムたちは1980年代に論争を起こしたサルマン・ラシュディの『悪魔の詩 (The Satanic Verses)』を一つのきっかけとして、その後例えば1997年に結成された英国ムスリム議会のような中間団体を組織して公的機関と交渉するようになった。

政府側も、国家・地域レベルにおいて、そうした信仰共同体と結びついた中間団体と協働することが有益であると見なしており、例えば1990年に設立された都市部宗教会議 (Inner City Religious Council) では、それぞれの信仰共同体の代表者が定期的に会合を開いており、国や自治体との交渉の一つの窓口となっている。逆に言えば少数派コミュニティが公共圏に関わっていく回路が開かれたのであり、翻って少数派コミュニティの側にも、例えば地方自治省が関わる地域住民再生プロジェクトへの参加のように、自らの利害のみに捕らわれず、他の諸集団と協働して公益を追求するという動きも

見られるようになった。

こうした動きは『スワン報告』に示されていた文化的適応化戦略や肯定的な措置戦略と結びついていた。すなわちこれら二つの戦略において、社会と少数派コミュニティとの交渉が不可欠であることが示され、信仰共同体の側、公的機関の側も、交渉の必要性を認識して実践するようになったのである。しかし、依然としてどこまで少数派コミュニティの意見を取り入れるべきかという問題が残っている。

(iii) 脅威としての少数派

近年、特に最大の少数派であるムスリムに対する態度の変化と関連して、「脅威としての少数派」という見方が出されている。『スワン報告』において、少数派は社会から差別されているが故に守られるべき存在として描かれていたが、ここ十年ほどを見るならば、保守的な立場からだけではなく、リベラルな立場からも多文化主義に対する疑義が呈されるようになってきており、逆に社会の側が少数派から守られるべきであるという議論が出されているのである。

・脅威：分離主義

21世紀の初めに起こったいくつかの事件は、多文化主義は分離主義を強め、英国社会の統合を脅かす、という以前から存在していた懸念を決定的に強化した。2001年に出されたある報告書は、ブラッドフォード北部の街にあるパキスタン人のムスリム・コミュニティが「自己完結的」で「パキスタンとの強い繋がりを持つ」ことを指摘し、英国社会から分離する傾向を示していることを懸念していた。

折しもこの頃にその街などで若者による暴動があり、後に政府はこれについて異なるコミュニティ間の齟齬が問題であって、単なる知識だけでなくコミュニティ間の人的交流が必要であるという報告書を出した。しかし、世間一般では多文化主義的な政策の帰結としてこうした暴動が引き起こされたとされ、信仰学校は英国社

会を分断し、その統合を損なうものとして批判を受けるようになった。

・脅威：リベラルな合意を脅かすもの

こうして、多文化主義という理念に対して、多様な価値体系を公共圏において承認することによって、英国的な価値を損なってしまっているのではないかという議論が出されるようになった。『スワン報告書』では、文化的多様性を尊重し差異に対して寛容であるべきことが一貫して述べられていたが、様々な価値体系の間には、宗教的教義の位置付けや、あるいは特にジェンダーにまつわる問題などをめぐって、確かに相互に衝突するような面もあるのである。

こうした状況を受けて、公共圏において少数派に対する文化的適応化戦略をとることは、西洋社会を基礎付けているところの世俗的でリベラルな合意を脅かすという、リベラルな立場からの批判が出されることになる。こうした観点から、公共の場において宗教的衣装、とりわけ顔を覆うようなニカブを着用すること、あるいは公務員が宗教的なシンボルを身に付けることなどが問題視されるようになり、更にはリベラルな価値と相容れないような教育を行っている信仰学校に対して国家が助成金を出すことなどについても批判が加えられるようになった。

・教育現場からの応答：コミュニティの結束

こうした批判を踏まえ、英国の教育現場では、多様な宗教的・文化的背景を持つ人々を統合し、結束させる必要性がより強調されるようになった。今や分離主義を連想させる「多文化主義」ではなく、「コミュニティ同士の結束 (community cohesion)」がいわれるようになり、そこでは英国社会内におけるコミュニティ間の分断の乗り越えと、それらの相互理解の促進が目指されている。その一環として、他文化の人々との交流を推進するために、例えば白人が多い学校とある民族を中心とする学校、あるいはキリスト教の信仰学校とイスラームの信仰学校といった

ように、出自の異なる学校同士の友好的な交流を促進する「学校連携プログラム (School Linking Programme)」が2007年に教育省によって開始され、同様の試みが他にもなされている。

・教育現場からの応答：批判的視座

また多文化学習の内容にも変化があり、文化的多様性の尊重と同時に、批判的視座をも涵養することが望まれるようになった。2007年に発表された公立学校における宗教教育に関する政府の調査報告は、「9.11以後の社会における宗教状況の変化に効果的に対応する」宗教教育の重要性を強調し、「我々は、生徒に宗教をただ無批判に『良いもの』と受け入れさせるべき、といった発想を放棄しなければならない」と宣言した。これを受けて、現在、宗教教育の授業において取り上げられる問いには以下のようなものが含まれている：

- － 「宗教のアイデンティティは、信者にとって、国家のアイデンティティよりも重要であるべきだ」という命題についてあなたはどうか？
- － 21世紀において信仰学校は不適切であるという見解について議論せよ。
- － 多文化主義に対する信仰者たちの態度について説明せよ。

こうした批判的視座の強調は、一方では子弟を宗教的過激主義から守るために試みられたものであったが、他方でそれはリベラル民主主義の価値を学ばせるための方策であるともされた。国家宗教教育会議 (National Religious Education council) が2009年に作成した報告書においては、自らのものを含めたあらゆる信仰や価値について批判的視座を持つ権利が万人に与えられていることこそがリベラル民主主義の最大の特徴であるとされている。しかし、こうした発想は西洋的・世俗的世界観にはよく適合

するものの、これを受け入れがたい文化・宗教があることも確かであろう。かくして問題は多文化主義教育の出発点に差し戻されてしまった。すなわち、多数派が是とする教育と、それを受け取る少数派の生徒との間に依然として不均衡が存在しているのである。

おわりに：将来への展望

このようにイブグレイヴ氏は英国社会における民族的・宗教的多元性の問題について、教育現場で見られる様々な事例に触れながら考察を加えた。話は文化的多様性の尊重という理念が近代英国社会の特徴として掲げられた地点から出発したが、しかし最終的には、その尊重されるべきはずの文化的多様性に疑義が呈されているという現状が指摘された。

これは英国の文化的多様性をめぐる今後の展開に希望を持たせるものではないかもしれないとした上で、しかしイブグレイヴ氏は同時に、これによって英国社会がこれまで育んできた理念が完全に放棄されることにはならないだろうと述べた。多文化主義は既に英国国民の意識にあまりに深く根付いており、その社会を基礎付ける特徴と見なされている。更にいえば、国家や地方自治体の運営の過程において、少数派コミュニティと交渉して合意を形成することは不可欠となっており、また信仰学校についても、その廃止を求める運動が行われている一方で、既に英国の教育制度の中で欠くことのできない重要な位置を占めているのである。

最後にイブグレイヴ氏は、様々な学校への調査を経て、英国の若者達の間に「私たちの国は多文化主義を掲げる。私たちは互いのことをよりよく知っていくべきであり、それによって、共に歩んでいけるようになる」ということへの確信があることを知ったとし、講演の冒頭で指摘したように2012年のロンドン五輪において多文化主義と文化的多様性が美点として示されたのは、それを誇りに思っている人々がいるからこそなのであると締めくくった。

3. 発題1「インド宗教をめぐる」

基調講演を受けて、まず現在東京大学大学院で学んでいるインドからの留学生で、ジャイナ教の実践者であるアンキタ・ジャイン（Ankita Jain）氏より「インド宗教をめぐる」という題で発題があった。

最初にアンキタ氏はインドの文化的多様性を指摘し、例えばインドには28の州と7の連邦直轄領があるが、それぞれの州が独自の文化と伝統を持つとした。これと結びついて今日のインドにおける宗教的信仰システム the religious belief systems も多様であり、一方に例えばヒンドゥー・ジャイナ教・仏教・シーク教のようにインドで生まれた諸宗教があり、他方に例えばイスラーム・キリスト教・パルシー教（ゾロアスター教）のように外からもたらされ、今では社会的に統合された諸宗教もあるとした。そして、これらについてアンキタ氏は、それぞれの宗教伝統の概要を多くのスライドを交えて紹介した。

こうした状況において、インドの現行憲法は信教の自由を基本的権利として明記しており、国家は世俗主義を旨として全ての宗教を等しく取り扱い、かつ国民それぞれが、それぞれの宗教に基づいて生きることが認められていると述べた。そしてこのようにインドにおいては多様性を保持した統合 unity in diversity が行われており、もともと自分の文化や宗教、あるいはその価値観を守りながら、自分と異なる宗教伝統を奉じる人々と日常的に交流しているため、例えば日本のように異なる宗教文化を持つ社会においても、その違いを尊重して適応することができるとした。

4. 発題2「ユダヤ教をめぐる」

次に、イスラエル出身の野田ドリット氏より「ユダヤ教をめぐる」という題で発題があった。野田氏は自身のこれまでの日本での生活を苦労話を含めて振り返り、これまで極めて深刻

な問題があったわけではないが、いくつか気になってきている点があるとし、その一つとして日本ではユダヤ教やイスラエルについて、そもそも知識が乏しいということを指摘した。これと関連して、日本の公教育において宗教や、あるいはより広く異文化の問題を取り上げない傾向があることに触れ、教育の場でユダヤ教についての知識が教えられてきていないことと、見た目が異なるものを自分たちとは別の「ガイジン」として扱う傾向とが結びついて、日本で暮らす次世代のユダヤ人がユダヤの宗教文化を誇りに思うことができないような感覚を持ってしまう可能性があることを指摘した。

また日常的な信仰実践について、まずユダヤ教の説く根本的な倫理は日本社会におけるそれと共通性があるということを前提として指摘した。その上で、ユダヤ教の戒律についてコーシャー（食事規定）などを含めて簡単に紹介し、しかし日本ではユダヤ人のコミュニティが小規模であるため、これらの戒律を厳格に守ろうとするならば難しい点があるとした。例えば、ユダヤ教の礼拝について、日本にはシナゴグがほとんど無く、また正式な礼拝を成立させるのに必要なユダヤ人の成人男性10名を集めるのも難しいことが指摘され、また金曜の夜から土曜日にかけての安息日を守るのも日本社会では不都合な面があるとされた。

しかし、ユダヤ教をどのように実践するのかということについては現実問題として社会や環境、あるいは個人によって差があり、野田氏も日本社会という状況と折り合いを付けながら、次世代にユダヤの宗教文化を伝えていこうとしていると述べた。

5. 発題3「イスラームをめぐる」

最後に、ジャパン・イスラミック・トラストのクレイシ・ハールーン氏より「イスラームをめぐる」という題で発題があった。

まずクレイシ氏は、イスラームは生活の全ての領域に関わるものであり、狭義の宗教として

のみ捉えるべきではないとした。その具体的な現れとして、ムスリムの信仰生活の中心となるモスクが単に礼拝を行うだけの場所では無いこと、特にハールーン氏が関わっている大塚モスクについていえば、日常生活に関わる相談窓口や、あるいはシェルターとしての機能をも果たしており、また炊き出しやあるいは東日本大震災後の支援活動など、社会福祉活動も行っていることを述べた。

日本社会においてムスリムであることの問題については、外国から来た人がムスリムとして生活するよりも、日本人がムスリムとして生きようとする場合に社会的な障壁が多いと指摘し、例えば日本人入信者とその家族・親族との関係に問題が生じたことや、日本人女性が入信してスカーフをしようとする場合に仕事場で問題になったことなどが紹介された。より一般的なレベルでは日本におけるイスラーム報道にあまりイスラームに対して好意的ではないものがあること、また現実問題として公安や警察などから監視対象とされる場合もあることが述べられた。

しかし、こうした細かい問題は別として、全体として見るならば日本社会におけるイスラーム理解は良くなってきているとクレイシ氏は述べ、戒律に関しても例えば食べ物などについてはそれ程大きな問題となっていないとした。例えば、日本社会では魚や野菜を中心とした和食という選択肢があり、また日本の公教育でも食べ物についてはかなりの協力が得られると指摘した。

このようにムスリムが日本社会で暮らしていく上で深刻な問題は無いとした上で、あえて指摘するならば子弟教育の問題があるとし、クレイシ氏は日本の公教育では例えば年長者を敬うなどといった道徳に関わる教育が必ずしも十分になされていないとした。クレイシ氏によれば大塚モスクに併設している幼稚園では既にそうした教育を試みているが、やはりイスラームの価値観を教える学校があってほしいとし、特に

中学校以降はイスラームの観点から男女を分けて教育が行われることが望ましいと述べた。

最後に、東南アジアから日本を訪れるムスリムの観光客の数が増えてきていること、また日本政府も積極的にそうした人々を引きつけようとしていることに触れ、かつ2020年に開催予定の東京オリンピックもまた一つのきっかけとなって、日本社会におけるイスラーム理解とイスラーム社会における日本理解が相乗的に進み、相互の誤解も解けるようになるのではないかと述べた。

6. コメント

休憩を挟んで第2部の総合討議に移り、まず関西大学の小田淑子氏よりコメントがあった。

小田氏はかつてロンドンを訪問した際に人種的な多様性を実感したことからコメントを始め、イブグレイヴ氏の基調講演で示された人種的な多様性を示す数値の高さをあらためて指摘し、他方で現状の日本においてはそこまでの多様性は無く、日本のグローバル化はほんの入り口に過ぎないとした。確かに、おそらくは言語的な障壁もあって、日本が将来的に英国のようになるということはないかもしれないが、しかし先行する試みとして参照すべきであるとした。特に基調講演において示された英国の多民族・多宗教状況に対する対応の歴史、とりわけ『ランプトン報告』と『スワン報告』における報告は、その困難さを含めて示唆に富むと述べた。

続けて小田氏は、多民族・多宗教状況に伴う大きな問題として人種差別の問題があるが、人種差別を問題化して正面から取り上げるような「反人種主義教育」は日本ではほとんど行われていないのではないかとした。日本には「人権教育」はあるが、これは主に日本国内の被差別部落問題に焦点を合わせるものであって、多民族・多宗教状況を視野に入れる試みがなされていないわけではないにせよ、やはり主要な論点

とはされていない。近年の日本に見られる中国・韓国に対する嫌悪や反感については、人種差別として批判的に取り上げることができる側面があるにも関わらず、それが「人種差別」として問題化されることはあまりない。その意味で、日本社会において現に少数派が暮らしにくさを感じていることについて、多数派の側が鈍感にすぎるのではないかと指摘した。

次に小田氏は「リベラルな民主主義社会の公共空間と各宗教・人種・文化伝統の複数のコミュニティとの調整」という課題が英国において問われてきているとした。基調講演では(i)「犠牲者としての少数派」において同化、反人種主義教育、適応、肯定的是正措置が、ある意味では順次試みられたことが示され、(ii)「行為者としての少数派」では少数派の人々が主体的に交渉を行い、自分たちのコミュニティや文化を積極的に維持しようとしたこと、そしてそこには英国への適応を促すことと同時に、分離主義的な傾向も見られたことが述べられた。そして(iii)「脅威としての少数派」では少数派がリベラルな社会秩序への脅威として見なされる傾向が近年出てきていることが取り上げられ、これらは、英国において少数派への配慮、個別性の尊重から、リベラルな価値の重視へと揺り戻しがあったことを示しているように思われるとした。そして、その経緯において明らかになったのは、リベラルな公共空間はどこまで個別の文化・宗教を承認することができるのか、あるいは個別の文化・宗教が公共の秩序によって制限されることがありうるのか、そしてその交渉・調整を誰がどのように行うのかといった困難な問題があるということであり、これらに対して日本社会も向き合わざるを得なくなるだろうと指摘した。そして、おそらくは学校という場が少数派コミュニティと公共空間との交渉の場となるであろうこと、そしてそれは衝突の場であると同時に解決の場にもなりうるということが述べられた。

また、小田氏は公共の側に置かれる「リベラ

ルな価値」が多数派にとって都合が良いものとされる危険性に触れ、欧米社会では意識的・無意識的にキリスト教文化に偏重しがちではないかと指摘し、その上で日本において「リベラルな価値」とはどのように成立しうるかという問題提起がなされた。小田氏は、例えば日本における「公序良俗」には、日本人・外国人を問わず、少数派や、例えば同性愛者などをも含む異質な他者の自由を制限する方向に作動する傾向があるのではないかとし、そこに「リベラルな価値」を接続させることができるのか、あるいは日本の伝統的な価値観から「リベラルな価値」をどのように引き出しうるのかと問うた。

そして最後に、ハールーン氏は日本人がムスリムになる場合に家族・親族からの反対があることについて述べたことに触れ、そもそも現状の日本では宗教的アイデンティティが重要であるという認識、あるいは信仰の自由が基本的人権として認められなければならないということが十分に実感されていないのではないかとした。これは日本人が自らの宗教的アイデンティティを自覚していないということとも関連しているが、しかし国家神道のような官製の宗教的アイデンティティの構築を再び行うべきではない。その意味で、宗教的アイデンティティについて日本人は単に認知していないだけではないかという懸念があるとし、野田氏もハールーン氏も日本において深刻な差別は無いとしたが、今後日本において他宗教の人々がそれぞれの宗教的アイデンティティを主張し始めた時に、日本人がどういう対応をとるのか、またとることが可能なのか考えていかなければならないだろうと述べてコメントを終えた。

7. 総合討議

まず小田氏のコメントを受けて、司会から日本には他宗教に寛容な土壌があるという見方もあるが、まだ本格的な多宗教状況を経験していないという側面についても考えなければならないのではないかという補足がなされ、登壇者に

この点についての見解を尋ねた。

ハールーン氏は、日本社会におけるイスラーム理解は全体としてみるならば良くなってきているとし、知ってもらうことによってより交流が深まり、そこに衝突は生じないだろうとした。西洋諸国においては、歴史的経緯もあってイスラームに対する態度は複雑であり、やはりそこには反イスラーム感情も存在するが、日本ではメディアによって構成された悪いイメージはともかくとして、宗教に基づく差別感情はないとし、人的交流を重ねることによって良い関係を築くことができると述べた。具体的には、東日本大震災後の支援活動などをきっかけとして周辺の日本人と交流を深めていることが述べられた。

野田氏は、日本人がユダヤ教に改宗することは不可能ではないにせよ困難であり、かつ布教をしているわけでもないの、日本人がユダヤ教を理解するということは難しく、またそれを求めているわけではないとした。ユダヤにユダヤの良さがあるように、日本には日本の良さがあり、それぞれを認めるということで良いのではないかと述べた。

続いてフロアより、近年の英国における宗教教育に宗教に対する批判的視座が持ち込まれたというが、そこで英国国教会、あるいはキリスト教が、ある種無意識的に特権的な位置に置かれているということは無いのか、つまりその批判的視座がキリスト教に対しても向けられているのかという質問がなされた。

これに対してイブグレイヴ氏は、やはりこれは宗教に対する批判的視座であって、英国国教会も様々なレベルで強い批判を受けているとし、もともとこの批判的視座の導入は、かつて行われていた古い多文化主義教育において、多様性を無条件に良いものとするようなアプローチが取られていたことへの反省という面があるとした。そして、既に述べたようにその導入に際して宗教的過激主義への警戒があったが、これに加えて、基調講演では触れなかったが例え

ばリチャード・ドーキンスのような世俗主義者達の主張も大きな影響力を持ったとし、そうした世俗主義者達の立場からするとやはり宗教そのものが問題とされると述べた。

次にハールーン氏に対して、大塚モスクに集まるムスリム達の性格と、また日本社会で暮らすことがイスラームの信仰実践に何か影響を与えているかという質問がなされた。

これに対してハールーン氏は、確かに様々な事情からある国や地域の出身者が多いモスクもあるが、基本的にモスクにくるムスリムに対してその国籍や職業などの属性を問うことはなく、大塚モスクについても様々な人が集まっているということまでしかわからないとした。そして集まるムスリムについても、出身国別に集団を作ってお互いに衝突するといったようなことは起きていないと述べた。また日本社会での生活については、炊き出しや支援活動などは特にムスリムを対象とせずに行っており、また地元の催事にも積極的に関わっているとした。

関連して、子弟を日本の学校に通わせる場合に、日本の文化的・宗教的な性格を持つ行事にどう関わらせるのか、例えば修学旅行などで社寺を訪れる場合にどうするのか、あるいはお守りのようなものをもらった場合にどうするのかという質問がなされた。

これに対してハールーン氏は、もちろん宗教的な参拝はしないけれども、社寺を訪問するのは問題なく、自身も行く述べ、お守りについてはもらったことがないのでわからないとした上で、お守りそのものを信じるというよりも、むしろ相手の気持ちを尊重して受け取るかもしれないとした。

続いて、アンキタ氏に対して、インドにおける宗教教育の状況について質問がなされた。

アンキタ氏は、インドには多様な宗教があり、多様な信仰学校があるが、その門戸はしばしば他の宗教伝統の信者にも開かれているとし、アンキタ氏自身もジャイナ教の実践者であるが、カトリックの学校に通っていたとした。

その際に、キリスト教を学ばなければならないということはなかったが、これは他の信仰学校でも同様であり、生徒がその信仰学校の宗教を学ぶことを強制されることはないと言った。

またアンキタ氏に対して、日本で暮らしていて食物の問題は無いかという質問がなされた。

これに対してアンキタ氏は、ベジタリアンとしての食事を取るために基本的には自炊しており、外食についてはやはり少し難しい面があると述べた。関連して野田氏が、コーシャーも肉については難しいが、野菜や果物であれば基本的に問題はないとした。

また食物と関連して、戒律を犯してしまった場合に、どのように対処するのかという質問がなされた。例えば神道の場合、喪の最中は神社への参拝を控えることになっているが、どうしても参拝しなければならない場合のための儀礼があり、同様のことがあるのかという補足がなされた。

これに対してハールーン氏は、まず知らずに食べてしまった場合には罪にならないとし、知っていて食べた場合には罪になるが、これは反省するしかないと言った。更に補足して、イスラームには人と神との間の罪と、人と人との間の罪の二つの罪があり、食物に関する罪を含む前者について、神が赦してくれるかどうかは最後の審判の際に明らかになるので、それまで人はただ反省することしかできないとした。他方、後者については、相手の人に赦してもらわないと神から赦されることは無いので、相手に対して謝罪や賠償などを行わなければならない、実践的にはこちらの罪の方が大きな問題となると述べた。

また野田氏は、実際に戒律違反をしてしまうことはあるだろうとし、特に日本社会で生活する際に厳格に戒律を守ることは、例えばコーシャー食肉の入手などを考えても困難であると指摘し、これに付け加えて命に関わるような場合には禁じられている食物を食べることが許されていると言った。そして、こうした罪に対す

る対応について、祈りの中で悔悟することがあり、また宗教的な義務として行う断食に、人間と神の間の罪に対する悔い改めが含まれているとした。更に、戒律の実践の度合いにはやはり個人差があり、柔軟に実践されている面があると述べた。

アンキタ氏は、基本的にインドで行われている宗教は柔軟であり、どの程度戒律を守るかは個人に委ねられているとし、また戒律違反に対する制裁があるわけでもないとした。例えばジャイナ教の戒律についても、厳格に行うのであれば野菜の中でも根菜は食べないことになっているが、この点については気にしない実践者もいると言った。

これらを受けて司会より、宗教的な戒律は罰則があるから守るというような感覚で行われているわけではないという補足がなされた。

次に、冠婚葬祭への参加について質問があり、ハールーン氏はやはり日本で親しくしている人が亡くなった場合などは、故人を偲んで仏教式の葬式に参列するとした上で、焼香のような宗教的な儀礼については遠慮させてもらっていると述べた。野田氏は、ユダヤ教の神は唯一の神であるため、本来ならばキリスト教の教会や仏教の寺院など他の宗教施設に立ち入ることを避けなければならないとした上で、しかし日本で暮らす場合には、やはり仏教式の葬式に参列しなければならない場合があるため、戒律は戒律としてあるが、その実践は状況に応じて変わるとした。またアンキタ氏は、インドの状況がもともと多宗教なので、例外はあるとしても他宗教の儀礼に参加するのは基本的に問題ないと述べた。

これを受けて司会より、確かに個別の状況に応じて対応が個人に委ねられている面があるが、例えば多民族・多宗教状況の長い英国では、他宗教の宗教行事への参加についての社会的慣行のようなものが形成されているのかという問いが出された。これに対してイブグレイヴ氏は、前提としてやはり宗教的儀礼という側面の

強い行事への参加については個別的な対応がなされていると述べ、その上で例えばクリスマスのように、ある種世俗的な色彩をまとった祝祭として行われている行事については、宗教を問わず多くの人々が参加しているとした。別の例として英国のレスターはヒンドゥー人口が多い都市であるが、そこではヒンドゥーの祭礼であるディワリーが、やはり娯楽的な祝祭としてヒンドゥー教徒以外の参加者も引きつけていると述べた。

また関連して埋葬方法と墓地の問題について質問が出された。ハールーン氏はイスラーム墓地について、例えば山梨のムスリム墓地のように既存のものについては高価であるという問題があるため、最近実費だけで埋葬を行うことができる信者向けのイスラーム墓地を茨城に造ったことを紹介した。また火葬と土葬について、国際結婚をしたムスリム夫婦の日本人が亡くなった場合に、日本人側の遺族が本人は結婚のために改宗しただけであって、イスラーム式の葬式や土葬を望んでいたわけではないと主張して問題となったことがあったとし、どういう形の埋葬方法であれ、本人が遺言書を残して明確にしておくことが望ましいと述べた。

野田氏は、もちろん土葬が望ましく、遺体をイスラエルに空輸することもあるとした上で、日本でも外国人墓地であればユダヤ式の埋葬法を守ることができると述べた。これに付け加えて最近のユダヤ人の中には土葬にこだわらないものもあり、時代に応じた変化が見られるとした。

アンキタ氏は、例えばヒンドゥー教では男性の遺族が火葬を執り行って遺灰を河などに流すのが一般的であるように、インド出自の宗教では火葬が普通であるため、その点については日本でも問題は無いだろうとした上で、インドから来た人が日本で亡くなった場合は、おそらく遺灰をインドに持ち帰り、河に流すなどするのではないかとした。

また冠婚葬祭に関連して、ここ10年程の間に、国際結婚を行う二人が神社で神道式の結婚

式を行うという事例が増えてきているが、その際に例えばカミに玉串を捧げるといったような神道の宗教的な儀礼はどのようにすればよいのかという質問がなされた。補足として、質問者の知る範囲では、結婚する二人について片方が日本人の場合だけでなく、両方とも外国人の場合もあること、また神道的な儀礼をするかどうか訊ねると、他の宗教の自覚的な信者である場合にも進んで実践したいという答えが帰ってくる場合があることが述べられ、例えば過去にキリスト教徒とムスリムの結婚式を神前式で執り行ったことがあるとした。また、多くの場合、日本では神前結婚式を行うが、これとは別に母国でそちらの流儀に従った結婚式を行っているようであるということも付け加えられた。

これに対してハールーン氏は、確かにムスリムは啓典の民であるユダヤ教徒・キリスト教徒と結婚することができるが、その際に神道式、あるいは仏教式の結婚式を挙げるという話は自身の知る限りでは無いように思うとした。

野田氏は、その土地の神さまに祝福してほしいということでユダヤ教徒が神道式の結婚式を行うということはあるだろうと述べた。また、関連して仏教に関心を持つユダヤ人がおり、特にチベットの置かれた状況もあってダライ・ラマには親近感が抱かれているということも述べた。

アンキタ氏は、宗教の異なる二人が結婚する場合にそれぞれの宗教の形式で結婚式を行うことはインドでもあるとした上で、しかしインドでは結婚相手を両親が選ぶことも多く、その場合にどのような結婚式を行うかは当事者の選択というよりも、家庭・社会環境からの要請が大きな意味を持つとした。

これらの討議を受けて、まとめとして司会より、本国際研究フォーラムでは現実の生きた宗教のあり方について論じることができたが、翻ってこうした知見を学校教育で教えていくためには、まずそれを教えることのできる教員を養成せねばならないこと、かつそれは国や政府

に頼って行うべきではなく、インターネットや情報技術を活用してグローバルに連携しながら進めていくべきこと、そして何よりもそれを推進していく方向に宗教研究者の意識を変えていかなければならないこと等が今後の展望として述べられ、最後に登壇者への拍手をもって閉会となった。